

報道関係者 各位

令和7年11月28日(金)

【照会先】

秋田労働局雇用環境・均等室

室長 西村 吉隆

指導官 大友 夕子

(電話) 018(862)6684

12月は『ハラスメント撲滅月間』です！「特別相談窓口」を設置します。

～職場における各種ハラスメントについてご相談ください～

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進しております。

この月間中、秋田労働局（局長：山本博之）では、「特別相談窓口」を設置し、職場における各種ハラスメントの相談に対応いたします。

記

1 相談内容

職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメントに関連した職場における各種ハラスメント等に関する相談を受け付けます。

2 窓口設置場所

秋田労働局雇用環境・均等室

秋田市山王7丁目1-3 秋田合同庁舎4階

電話番号 018-862-6684

※各労働基準監督署内に設置しております『総合労働相談コーナー』においても職場におけるいじめ・嫌がらせ等に関する相談は随時受け付けております。

3 開設時間等

8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)

令和7年6月11日に労働施策総合推進法等の一部改正法が公布され、カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！

(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)